

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する取引又は行為について
（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

改 正 案			現 行		
(略) 1 役務取引許可の対象 (略) 2 役務取引の許可 (略)			(略) 1 役務取引許可の対象 (略) 2 役務取引の許可 (略)		
別紙1			別紙1		
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
1～7	(略)	(略)	1～7	(略)	(略)
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)
	(削る)	(削る)		<u>並列処理機能</u>	

	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
9	必要な技術	(略)	
	<u>第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の機能を実現するためのプログラム又は当該機能のシミュレーションを行うことができるプログラム</u>	<u>第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物と同等の機能を実現するためのプログラム又は当該機能のシミュレーションを行うことができるプログラムを含む。</u>	
	(略)	(略)	
	デジタル伝送方式を用	(略)	

			合のものを含む。) <u>エ 演算要素の構造化配列(シストリックアレイを含む。)</u>
	<u>オペレーティングシステム</u>		<u>プログラムの実行を制御するソフトウェアであって、資源割振り、スケジューリング、入出力制御、データ管理などのサービスを提供するもの。(日本工業規格X0001-1994参照)</u>
	<u>ソースコード</u>		<u>1個以上の手順が人間に理解できるように記述されたものであって、プログラミングシステムにより電子装置が実行できる形式に変換可能なものをいう。</u>
9	必要な技術	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
	デジタル伝送方式を用	(略)	

いたもの	
<u>総合伝送速度</u>	<u>最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。</u>
<u>レーザー発振器</u>	<u>輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。</u>
(略)	(略)
国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域	(略)
<u>ローカルエリアネットワーク</u>	<u>任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、地理的に適度な大きさの領域（オフィス、建物、プラント、キャンパス、倉庫など）に制限されたデータ通信システムをいう。</u>
(略)	(略)
周波数ホッピング	(略)
<u>瞬時帯域幅</u>	<u>他の動作パラメータを変えない状態で、出力が3デジベル未満の変化範囲にとどまる帯域幅をいう。</u>

いたもの	
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域	(略)
(新設)	(新設)
(略)	
周波数ホッピング	(略)
(新設)	(新設)

	<u>超電導</u>	<u>すべての電気抵抗を消失することができる金属、合金又は化合物が、無限の導電率に達したときジュール熱の発生なしに大電流を流すことが可能なことをいう。</u>
	<u>超電導材料を用いた通信装置</u>	<u>電子素子、回路又はシステムを含む。</u>
	<u>臨界温度</u>	<u>超電導物質が直流電流に対するすべての電気抵抗を消失する温度をいう。</u>
1 0	(略)	(略)
1 1	必要な技術	(略)
	ソースコード	<u>1個以上の手順が人間に理解できるように記述されたものであって、プログラミングシステムにより電子装置が実行できる形式に変換可能なものをいう。</u>
1 2	(略)	(略)
1 3	<u>貨物等省令第25条第3項第三号中の技術</u>	<u>エンジン及び航空機の機体の統合に関する技術情報であって、一般の航空路線で使用するために民間航空機の認証機関により公開を要請されるもの(据付マニユ</u>

	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
1 0	(略)	(略)
1 1	必要な技術	(略)
	ソースコード	<u>8の「ソースコード」の解釈に同じ。</u>
1 2	(略)	(略)
1 3	(新設)	(新設)

		<u>アル、作業指示書、持続耐空性に係る指示書を含む。)</u> 及びインターフェース機能(入出力処理、機体の推力又は軸出力要求を含む。)に係るものを除く。
	(略)	(略)
	フルオーソリティデジタルエンジン制御するための装置	<u>航空機用ガスタービンエンジンのためのデジタル電子制御装置であって、エンジンの始動から停止までの間(エンジンが正常に稼働しているか、故障しているかを問わない。)、本装置の全作動域にあるエンジンを自律的に制御することができるものをいう。</u>
1 4	(略)	(略)
1 5	(略)	(略)
	実処理時間	(略)
	ソースコード	<u>1 1の「ソースコード」の解釈に同じ。</u>
1 6	(略)	(略)

	(略)	(略)
	フルオーソリティデジタルエンジン制御	<u>航空用ガスタービン又は複合サイクルエンジンのためのデジタル電子制御装置であって、エンジンの可動式案内翼、排気ノズル、抽気弁等、エンジンの推力や軸出力を調整するために必要とされる可変部位等を制御することにより、エンジンの性能を向上させる装置をいう。</u>
1 4	(略)	(略)
1 5	(略)	(略)
	実処理時間	(略)
	ソースコード	<u>8の「ソースコード」の解釈に同じ。</u>
1 6	(略)	(略)